

令和6年度から令和8年度地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業）交付規程

令和6年x月x日 GEC 第x x x x x号  
公益財団法人地球環境センター制定

（通則）

第1条 地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令、地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業交付要綱（令和6年3月29日付け環地温発第2405212号。以下「交付要綱」という。）及び二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業実施要領（令和6年3月29日付け環地温発第2405212号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人地球環境センター（以下「センター」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的（途上国等における温室効果ガス（代替フロン）の排出を削減するとともに、代替フロンの回収・破壊に関する優れた脱炭素技術の移転・普及に貢献し、もって二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）によるクレジットの獲得と我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資すること）の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、国際コンソーシアム（実施要領第3の（2）に定める日本法人と外国法人等により構成され、事業を効率的に実施する組織）が実施する実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄においてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。

3 申請は、国際コンソーシアムの構成員が共同で行うものとし、その代表者となる日本法人を補助金の交付の対象者とする。また、この場合において、当該代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、事業の

実施のための詳細設計、継続的かつ適切な温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証（以下「MRV」という。）体制を構築するための活動、現地関係者への普及啓発、代替フロンの回収・破壊に必要な設備の購入及び既存設備の改修、技術移転及び訓練及び実証等、継続的な代替フロンの回収、破壊体制を構築するための活動等、補助事業実施に係る全ての責任を負うとともに、補助事業に係る経理その他の事務及びMRVについても、責任を負うこと。

- 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

#### （交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書をセンターに提出しなければならない。

#### （変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書をセンターに提出しなければならない。

#### （交付の決定）

第7条 センターは、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、センターは、適切な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定又は変更交付決定を行うことができるものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 センターは、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 センターは、第1項の通知に際して次条に定める条件のほか、必要な条件を付すことができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
  - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の区分ごとの配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書をセンターに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定

期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書をセンターに提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なくセンターに報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 センターは、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかにセンターに報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 センターは、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 センターは、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付させることができる。

この時の収益納付額は、補助事業をすべて終了した会計年度の翌年度以降の5年間について、以下の算出式により算出した額とする。

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

A：収益額（補助事業に係るサービスにおける損益等（売上高－回収・破壊費等）の各年度の累計）  
B：控除額（補助事業に要した経費のうち自己負担額）  
C：補助金確定額  
D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）  
E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 相当の収益が生じた場合とは、収益額[A]－控除額[B] > 0となる場合をいう。  
※2 サービスは、間接補助事業を実施する国における特定フロンの回収・破壊とす

る。

※3 売上高は、間接補助事業を実施する国における特定フロンの回収・破壊等によって発行されるボランティアクレジットの販売収益とする。

※4 補助事業が複数年度にわたる場合、補助事業に要した経費等の額は各年度の累計とする。

※5 補助事業に係るサービスについての区分経理が難しい場合は、収益額（A）は企業全体の収益をベースに算出したみなし額を用いることも考えられる。

※6 収益が少額の場合や当該年度の収益が赤字の場合は、納付を求めることにより補助目的の阻害となる可能性もあるため、必要に応じて納付の猶予や免除を行うことができる。

十三 代表事業者及び共同事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産にJCMを利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 代表事業者及び共同事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまで、センターの承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、センターが定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、補助目的の達成のために必要となる取得財産等の譲渡を共同事業者に行い、当該共同事業者が取得財産等の使用を開始する場合には、様式第11による財産譲渡報告書により、あらかじめセンターに報告しなければならない。補助事業者は、取得財産等を共同事業者に譲渡する場合であっても、当該譲渡後も補助金の目的に反する使用がなされないよう自らの責任の下で管理しなければならない。

十六 補助事業者は、事業を行うために直接必要な設備及び機器（モニタリング機器を含む。）（以下「設備」という。）を補助事業により導入する場合は代替フロンの破壊を開始した日から法定耐用年数満了日の属する年度の3月31日までの期間

について、設備を補助事業により導入しない場合は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間について（ただし、いずれも二国間文書が有効な期間内に限る。また、補助事業者の責による事由により削減量を測定できない期間があれば、その期間を加算する。）（以下「MRV期間」という。）補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十七 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後、事業完了時に想定した温室効果ガス排出削減量を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には様式第16による事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 センターが第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に準じて、センターが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定

の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもってセンターに交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 センターは、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又はセンターは、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書をセンターに提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間)が終了したときは、翌年度の4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書をセンターに提出しなければならない。

3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、センターは補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。なお、センターが現地調査等を行う場合は、補助事業者はこれに協力するものとする。

2 センターは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第13条 センターは、第11条第1項及び第2項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、第12条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、センターが必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書をセンターに提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第15条 センターは、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくセンターの指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 センターは、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年末までの期間及びMRV期間について、暦年毎に、1月末までに当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年については、補助事業を完了した日からその年の12月末までの期間）の温室効果ガス排出削減効果等及び取得財産等の管理状況について、様式第16による事業報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係るクレジットの発行申請が終了するまで保存しなければならない。

(補助事業者によるJCMプロジェクトの温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証の実施、プロジェクトの登録及びクレジットの納入)

第17条 補助事業者は、MRV期間について、毎年度、JCMの合同委員会で承認された又は承認されることを前提としたMRV方法論により、実際に温室効果ガス排出削減量を測定・報告しなければならない。また、JCMに関する二国間文書に署名している国において、及び署名が見込まれる国においては二国間文書への署名がなされた際には、補助事業についてJCMプロジェクトの登録申請（第三者機関による妥当性確認の実施を含む。）及び当該登録申請と同時に又はその後にクレジット発行の申請（第三者機関による検証の実施、合同委員会へのクレジット発行通知申請書の提出を含む。）を行わなければならない。JCMプロジェクトの登録申請は、原則として補助事業の完了した日から1年以内を目途に行うこととする。また、クレジットの発行申請については、MRV期間を対象として行うこととし、クレジット発行の初回の申請は、原則としてJCMプロジェクトとして登録されてから1年以内に行わなければならない。それ以降は、複数年分をまとめて申請することが可能である。ただし、法定耐用年数満了後は1年以内に、かつ法定耐用年数満了が2031年以降である場合は、2030年までの削減量について2031年中又は2032年以降できるだけ早期に発行申請を行わなければならない。必要に応じて、2030年以前にクレジット発行申請を命ずる場合がある。

2 補助事業者は、MRV期間の温室効果ガス排出削減量について、クレジットの発行を目指し、クレジットが発行された場合、当該クレジットの環境省が定める割合を日本国政府の口座に納入しなければならない。

3 前2項の手續等については、環境省の定めるところによるものとする。

（電磁的方法による申請）

第18条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第1項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第1項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第1項第六号の規定に基づく状況報告、第8条第1項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第1項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第14条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じてセンターが定めるものをいう。以下同じ。）により行うとする。

2 センターは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、電磁的方法により行うこととする。

3 申請者及び補助事業者又はセンターは、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等又は通知等を行うこととするが、電磁的方法により行うことができないときは、この規程に定める様式による書面又はセンターが定める方法で交付申請又は通知等手續を行うことができる。

（秘密の保持）

第19条 センターは、申請者及び補助事業者がこの規程に従ってセンターに提出する各

種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この規程は、令和6年X月X日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 交付額の算出方法
二国間クレジット制度を利用した代替フロン回収・破壊プロジェクト補助事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（設備費、賃金、社会保険料、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、委託料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料及び消耗品費及び備品購入費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費）並びにその他必要な経費でセンターが承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	センターが必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第2

1 区分	2 費目	3 内容
人件費	人件費	業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器（モニタリング機器を含む）の購入・リース並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与
	社会保険料	事業を行うために必要な労務費に対する社会保険料の事業主負担保険料
	本工事費	材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具及び借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能若しくは資格を必要とする業務又は事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験の施工を外注する場合に要する経費
	旅費	事業を行うために必要な国内外の交通移動に係る経費
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費
	雑役務費	事業を行うために必要な翻訳費や手数料等の諸業務に係る経費

	借料及び損料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等
	消耗品費及び 備品購入費	事業を行うために必要な物品の購入に要する経費（事務用品、回収ボンベ等）

## 別紙（第3条関係）

### 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

#### 1 対象事業の要件

- (1) 二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）に関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国等において、使用済機器等からの代替フロンを大気中に放出せずに回収・破壊を行うとともに、実現した温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出削減量を JCM に基づくクレジットとして獲得することで、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資する事業であること。
- (2) 補助事業が持続可能な開発（SDGs : Sustainable Development Goals）の実現へ寄与する事業であること。  
設備導入や運転について、パートナー国の環境等の法体系を遵守し、かつ環境保全に関する国際的な慣行・ガイドラインを参照していること。
- (3) 事業の成果として GHG の削減量を定量的に算定・検証できるものであること。
- (4) 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」をいう。）を受けていないこと。

#### 2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業（外国の企業が会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき設立する日本法人を含む）
- (2) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) その他環境大臣の承認を得てセンターが適当と認める者

#### 3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第 8 条第十三号、第十四号及び第十五号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### 4 温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証の実施、JCM プロジェクトとしての登録申請及びクレジットの発行申請に係る情報提供

補助事業者は、センターの求めに応じて、第 18 条の実施状況に関する情報を提供すること。